

指標

在宅医療における『積極的役割を担う医療機関』と『必要な連携を担う拠点』について

副会長

ふじわら
藤原

ひでとし
秀俊

筆者は「在宅医療の限界」¹⁾の中で、今後総医協地域医療専門委員会の中に、在宅小委員会を設置する旨を記載した。また「本道における在宅医療の現状」²⁾では、訪問看護の必要性および意欲のある医師・医療機関の存在が必要である旨を記載した。さらに「本道における在宅医療その2」³⁾では、北海道在宅医療推進支援センターの活動および本道における在宅医療の地域単位について記載した。

このたび、厚労省は第8次医療計画の策定に関し、令和5年3月31日付けで、医療計画の作成指針を一部改正した⁴⁾。

これを受け北海道は、指針の主旨を踏まえ、他職種が連携を図りながら24時間体制で在宅医療を提供できる体制を構築するため、『在宅医療において積極的な役割を担う医療機関』及び『在宅医療において必要な連携を担う拠点』を指定し、その役割を整理した上で、次期医療計画に掲載することとした。

【国の指針】図1、図2

1) 在宅医療において積極的役割を担う医療機関

自ら24時間対応体制の在宅医療を提供するとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う病院・診療所を、『在宅医療において積極的役割を担う医療機関』として医療計画に位置付けること。また、『在宅医療において積極的役割を担う医療機関』については、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院等の地域において在宅医療を担っている医療機関の中から位置付けることが想定される。なお、医療資源の整備状況が地域によって大きく異なることを勘案し、在宅医療において積極的役割を担う医療機関以外の診療所及び病院についても、地域の実情に応じて、引き続き、地域における在宅医療に必要な役割を担うこととする。

①目標

在宅医療の提供及び他医療機関の支援を行うこと

指標のポイント



医療計画の作成にあたり、2024年度から「5疾病・6事業および在宅医療」の事業ごとに医療連携体制を定める必要がある。筆者は過去3回に渡り本道の在宅医療に関する指標を掲載した。このたび、国から新たな指針が示された。今回は、この指針について述べる。

と。多職種が連携し、包括的、継続的な在宅医療を提供するための支援を行うこと。災害時及び災害に備えた体制構築への対応を行うこと。患者の家族等への支援を行うこと。

②在宅医療において積極的役割を担う医療機関に求められる事項

医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと。在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること。臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること。災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと。地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること。入院機能を有する医療機関においては、患者の病状が急変した際の受入れを行うこと。

2) 在宅医療に必要な連携を担う拠点

地域の実情に応じ、病院、診療所、訪問看護事業所、地域医師会等関係団体、保健所、市町村等の主体のいずれかを『在宅医療に必要な連携を担う拠点』として医療計画に位置付けること。『在宅医療に必要な連携を担う拠点』を医療計画に位置付ける際には、市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取り組みとの連携を図ることが重要である。また、在宅医療・介護連携推進事業の実施主体と、『在宅医療に必要な連携を担う拠点』とが同一となることも想定される。さらに障害福祉に係る相談支援の取り組みとの整合性に留意し、事前に市町村と十分に協議することが重要である。なお、前項の『在宅医療において積極的役割を担う医療機関』が『在宅医療に必要な連携を担う拠点』となることも可能である。

①目標

多職種協働による包括的かつ継続的な在宅医療の提供体制の構築を図ること。在宅医療に関する人材育成を行うこと。在宅医療に関する地域住民への普及啓発を行うこと。災害時及び災害に備えた体制構築への支援を行うこと

②在宅医療に必要な連携を担う拠点に求められる事項
地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること。地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提

供するよう、関係機関との調整を行うこと。質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること。在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと。在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること。(関係機関の例) 病院・診療所、薬局、訪問看護事業所、居宅介護支援事業所、訪問介護事業所、介護保険施設、その他の介護施設・事業所、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、相談支援事業所、消防機関

図 1

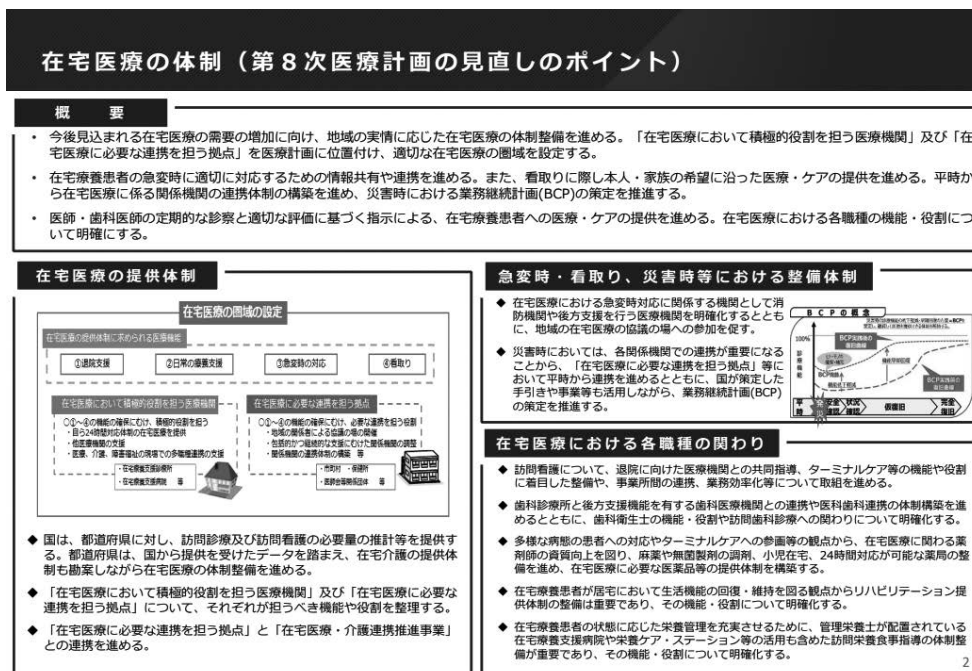
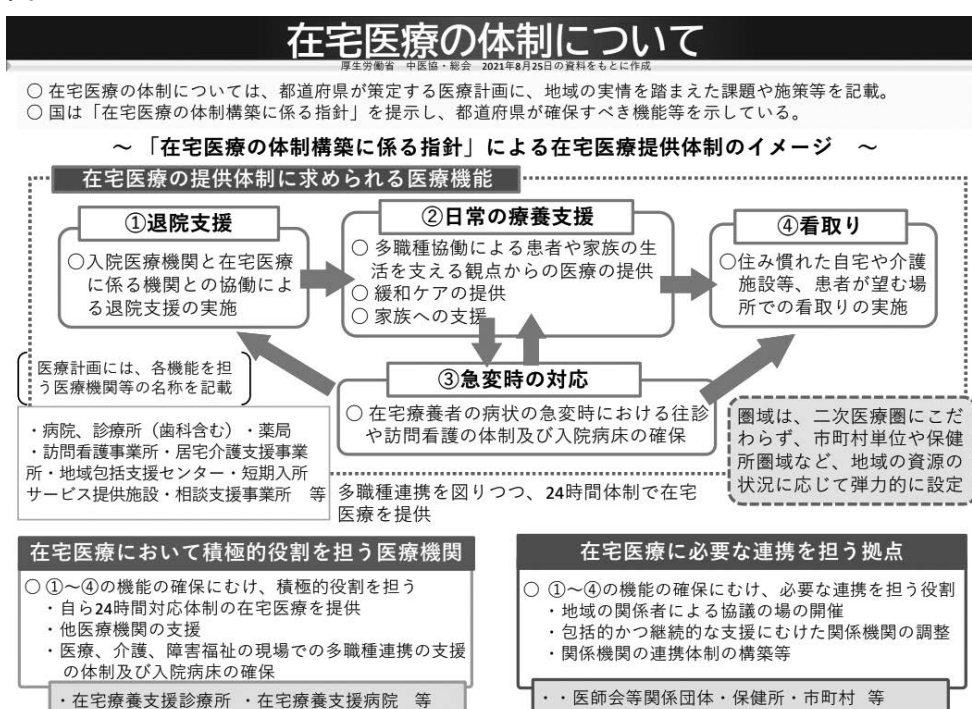


図 2



【北海道の考え方】

- 1) 在宅医療において積極的役割を担う医療機関
 ○選定対象
 国の指針や道立保健所へのヒアリング等により把握している医療機関の取組を踏まえ、地域において

既に積極的な取組を行っている医療機関の中から位置付けることが適当と考えられることから、在宅医療圏（本道では39 図3）毎に、在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院の中から選定する。

図3

在宅医療の提供体制を考える際の「地域単位」(39圏域)		
第二次医療圏	地域単位	地域単位内の市町村
南 渡 島	函 館 市	函館市
	渡 島 東 部	北斗市、七飯町、鹿部町、森町
	渡 島 西 部	松前町、福島町、知内町、木古内町
南 檜 山	南 檜 山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町
北 渡 島 檜 山	北 渡 島 檜 山	八雲町、長万部町、今金町、せたな町
札 幌	札 幌 市	札幌市
	江 別	江別市、当別町、新篠津村
	石 狩	石狩市
	千 歳	千歳市・恵庭市・北広島市
後 志	小 樽 市	小樽市
	寿 都	島牧村、寿都町、黒松内町
	羊 蹄	蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町
	余 市	積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村
	岩 内	共和町、岩内町、泊村、神恵内村
南 空 知	南 空 知	岩見沢市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、夕張市、三笠市、美瑛市、月形町
中 空 知	中 空 知	砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、滝川市、新十津川町、雨竜町、赤平市、芦別市
北 空 知	北 空 知	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町
西 胆 振	室 蘭	室蘭市、登別市
	胆 振 西 部	伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
東 胆 振	東 胆 振	苫小牧市、白老町、厚真町、安平町、むかわ町
日 高	日 高	浦河町、様似町、えりも町、日高町、平取町、新冠町、新ひだか町
上 川 中 部	旭 川 市	旭川市
	上 川	鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町
上 川 北 部	上 川 北 部	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
富 良 野	富 良 野	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
留 萌	留 萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
宗 谷	宗 谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、幌延町、礼文町、利尻町、利尻富士町
北 網	北 見	北見市、訓子府町、置戸町、美幌町、津別町
	網 走	網走市、斜里町、清里町、小清水町、大空町
遠 紋	紋 別	紋別市、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
	遠 軽	佐呂間町、遠軽町、湧別町
十 勝	帯 広 市	帯広市
	東 十 勝	豊頃町、浦幌町、池田町、幕別町
	西 十 勝	新得町、清水町、芽室町、鹿追町
	南 十 勝	広尾町、大樹町、更別村、中札内村
	北 十 勝	上士幌町、士幌町、音更町、本別町、足寄町、陸別町
釧 路	釧 路	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
根 室	根 室 市	根室市
	中 標 津	別海町、中標津町、標津町、羅臼町
		圏域合計 39圏域

○選定要件

『在宅医療において積極的役割を担う医療機関』として北海道医療計画に位置付けられ公表されることについて意向があり、国の指針で示されている役割(自ら24時間対応体制の在宅医療を提供することとともに、他の医療機関の支援も行いながら、医療や介護、障害福祉の現場での多職種連携の支援を行う)をはたす在宅療養支援診療所及び在宅療養支援病院を選定する。この方針のもと、各在宅療養支援診療所・在宅療養支援病院に意向調査を実施の上、移行あり在支診・在支病であって、次の要件のうち、①を満たし、かつ②～⑤までのいずれか1つ以上を満たす場合に選定する。

- ① 医療機関(特に一人医師が開業している診療所)が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の症状の急変時等における診療の支援を行うこと
- ② 在宅での療養に移行する患者にとって必要な医療及び介護、障害福祉サービスが十分確保できるよう、関係機関に働きかけること
- ③ 臨床研修制度における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受ける機会等の確保に努めること
- ④ 災害時等にも適切な医療を提供するための計画(人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む。)を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと
- ⑤ 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護、障害福祉サービスや家族等の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること

とした。

2) 在宅医療に必要な連携を担う拠点

○選定対象

国の指針や道立保健所へのヒアリング等により把握している医療機関の取り組みを踏まえ、地域において既に積極的な取り組みを行っている活動拠点の中から位置付けることが適当と考えられるため、在宅医療圏ごとに、積極的な取り組みを行っている郡市医師会や市町村等を選定する

○選定要件

『在宅医療において必要な連携を担う拠点』として、北海道医療計画に位置付けられ公表されることについて意向があり、国指針で示されている役割(市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取り組みとの連携を図る)を果たす郡市医師会・市町村・医療機関等を選定する。また事務局機能を持った拠点を選定する。

○求められる事項

- ① 地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- ② 地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまででの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係医療機関との調整を行うこと
- ③ 質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の推進を図ること
- ④ 在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者による必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- ⑤ 在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること

【今後の対応】

『在宅医療において積極的役割を担う医療機関』は在宅医療圏毎に、主に在宅療養支援診療所及び在宅支援病院の中から選定することになるが、それ程困難な条件ではない。それぞれの在宅医療圏の医療機関は積極的に手挙げすることが望まれる。なお国の指針において「在宅医療において積極的役割を担う医療機関以外の診療所及び病院についても、地域の実情に応じて、引き続き、地域における在宅医療に必要な役割を担うこととする」とあるように、行政と相談の上手挙げをして頂きたい。また人口20万人以上の在宅医療圏では複数個所も考えられる。

『在宅医療に必要な連携を担う拠点』については、その選定要件から、地域医師会・保健所・在宅介護支援センターなどが考えられる。北海道医師会としては、地域の医師会に是非拠点となって頂きたいと期待をしたい。

参考文献

- 1) 在宅医療の限界 北海道医報 第1200号
- 2) 本道における在宅医療の現状 北海道医報 第1210号
- 3) 本道における在宅医療 その2 北海道医報 第1239号
- 4) 第8次保健医療計画における在宅療養の提供体制について 厚労省